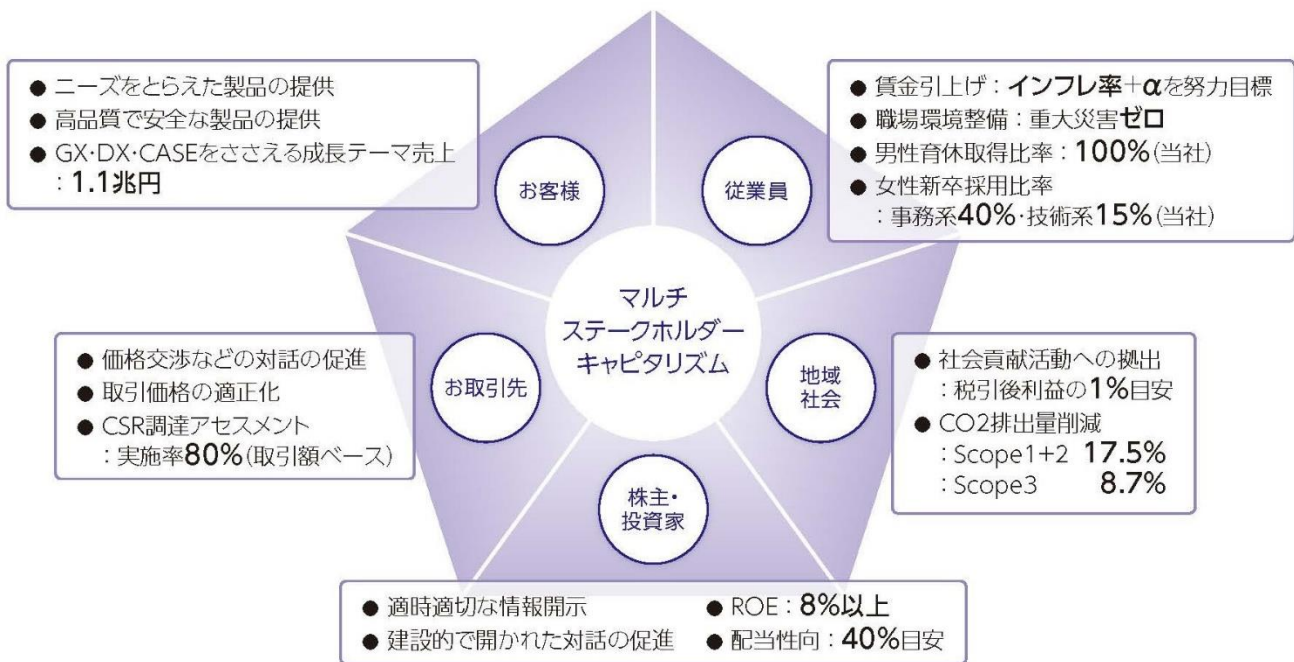


「マルチステークホルダー方針」

当社は、「住友事業精神」と「住友電工グループ経営理念」のもと、公正な事業活動を通して社会に貢献していくことを不変の基本方針としています。

2022年5月に策定・公表した当社の長期ビジョン「2030VISION」は、受け継いできた不変の基本方針を再確認しつつ、当社の経営における「マルチステークホルダー主義」の考え方、すなわち、当社の中長期的な企業価値の向上を実現していくには、お客様、従業員、お取引先、地域社会、株主・投資家というマルチステークホルダーとの適切な協働が不可欠であり、これによるゴーイングコンサーンとしての成長の成果をマルチステークホルダーに還元していく、という考え方を改めて強調しています。

この「2030VISION」のもと、当社としては、お客様への高品質・安全な製品の提供、賃金の引上げなど従業員への還元、公正・公平な取引などお取引先への配慮、地域社会への貢献、株主・投資家への還元などを通じたマルチステークホルダーへの適切な分配を図ることとし、具体的には、2023年5月に策定・公表した2023年度からの3か年の「中期経営計画2025」において掲げた次の指標・目標の実現に向けた取組みを進めることとしています。



以上の取組みのうち、「賃上げ促進税制」の適用に関する「事業上の関係者との関係の構築の方針」としての「従業員の還元」と「取引先への配慮」について、下記のとおり進めることとしています。

記

1. 従業員への還元

当社は、賃金の引上げなど従業員への持続的な還元と従業員の能力開発やスキル向上に関する教育訓練等をはじめとする人材投資に加え、あらゆる人材が能力を最大限に活かせる健

康で安全・安心な環境の整備に積極的に取り組み、多様性の包摂、持続的な成長、更なる生産性向上、中長期的な付加価値の最大化に注力してまいります。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについては、インフレ率+ α を努力目標として取り組むなど、総合的な労働条件の向上に取り組んでまいります。

また、教育訓練等については、当社グループの総合的な研修体系としての「SEI ユニバーシティ」の整備・充実、幅広い領域にわたる様々な研修の実施・拡充、及び従業員のエンゲージメント向上に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社は、公正・公平な取引とその拡大、環境・人権に配慮した調達に積極的に取り組み、事業のパートナーとしてのより良い関係の構築に注力してまいります。また、パートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・パートナーシップ構築宣言のURL

【 <https://www.biz-partnership.jp/declaration/53188-05-15-osaka.pdf> 】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和6年10月17日

住友電気工業株式会社

社長 井上 治